

基本方針の見直しについて

食品リサイクル法施行後5年間の状況の変化を踏まえ、食品リサイクル制度の見直しの一環として、現行の食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を、今般の改正法に沿って全面的に見直すもの。

新たな基本方針の構成（案）

（序文）

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要であることから、食品産業の特性、特定肥飼料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずる。

2 制度的基盤の充実強化

食品循環資源の再生利用等を促進するため、以下のような食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者が行う再生利用等の取組の円滑化等の措置を講ずることとした。

食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に対する定期報告義務の創設

フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者の一体的取扱い

再生利用事業計画が主務大臣の認定を受けた場合に一般廃棄物に係る収集運搬の許可を不要とする廃棄物処理法の特例

再生利用が困難な場合等に熱回収を位置づける

こうした措置の実施を通じて、今後食品循環資源の再生利用等の一層の促進を図るものとする。

3 関係者の取組の方向

イ 食品関連事業者の取組の方向

食品関連事業者は、二に掲げる業種ごとの目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）に従って、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組む。また、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を利用することにより、農林漁業者等との安定的な取引関係を確立し、リサイクル・ループの構築等に努めるものとする。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等の取組の方向

再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な情報を食品関連事業者に伝えるよう努めるとともに、生活環境の保全上支障が生じ

ないよう必要な措置を講じつつ、利用者のニーズに適合する特定肥飼料等の製造を行うものとする。

農林漁業者等は、飼料自給率の向上、環境保全型農業の推進、地球温暖化の防止等に寄与する観点から、特定肥飼料等の一層の利用に努めるものとする。

八 消費者の取組の方向

消費者は、以下のように、食品を消費する各段階において食品廃棄物等の発生の抑制に努めるものとする。

- ・ 食品の購入に際しては、賞味期限と消費期限を正しく理解し、買い過ぎを防ぎ、使い切れない食品の廃棄をできるだけ避ける。
- ・ 特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の購入を通じ、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組を促進するよう努める。
- ・ 飲食店等での食事に際しては、無理なく食べられるメニューを注文することなどにより、食べ残しの削減に努める。
- ・ 家庭においては、調理方法や献立の工夫などによる食品廃棄物等の発生の抑制に努める。

「食品リサイクル制度の見直しについて」（とりまとめ）においては、「食品関連事業者の発生抑制等の取組と対をなすよう、食品廃棄物の発生抑制等における消費者の取り組むべき事項を、基本方針において明確化する」とされたところ。

二 食品関連事業者以外の事業者の取組の方向

社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させる事業者、テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等も、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

ホ 国の取組の方向

国は、判断基準省令に照らして取組が不十分な場合には、食品関連事業者に対する指導・勧告等を適確に実施するとともに、必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保に努めるものとする。また、地方公共団体に対し、地域における食品循環資源の再生利用等を促進する上で取組の考え方となる事項等を示すものとする。

へ 地方公共団体の取組の方向

地方公共団体は、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 食品循環資源の再生利用の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方法
食品循環資源の再生利用等の優先順位は、循環型社会形成推進基本法に定める基本原則にのっとり、食品廃棄物等の発生抑制、食品循環資源の再生利用、熱回収、減量の順とする。

イ 発生の抑制

発生抑制の取組が十分に進んでいない状況を改善するため、食品関連事業者は判断基準省令に従った取組とともに業種の特性や取引・販売の実態を踏まえた以下のような取組を行うことが求められる。

- ・ 食品製造業は、不良品の発生率の低下、製品の過剰納入の自粛、外箱の毀損など外形的な要因により返品された製品の食品としての利用、未使用の原材料等の有効利用等に取り組むものとする。この際、製造・加工段階での食品廃棄物等の発生を抑制するため、原材料を海外で加工された食材に切り換えることは、本質的な発生抑制や食品の有効利用につながるものではない点に留意する必要がある。
- ・ 食品卸売業及び食品小売業は、製品の過剰な仕入や安易な返品抑制に努める。また、食品小売業は、きめ細かな配送や消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するものとする。
- ・ 外食産業は、メニュー、盛り付けの工夫、食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等により食べ残しの削減に積極的に取り組むとともに、自らの取組をPRすること等により、消費者の理解の促進に努めるものとする。

ロ 再生利用

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、食品廃棄物等の量、組成及び需要等を十分に把握し、適切な再生利用の手法を選択する必要がある。

- ・ 飼料化は、食品循環資源の有する成分やカロリーを有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択することが重要。畜産農家が多く存在する地域にあっては、家畜排せつ物由来のたい肥との競合を避ける観点からも、飼料化を推進することが望まれる。
- ・ 肥料化は、地域や市場における有機質肥料の需給状況や農業者の品質ニーズ等を踏まえつつ、利用先の確保を前提に実行していく必要がある。
- ・ 油脂及び油脂製品化については、近年進んでいるバイオディーゼル燃料としての活用は地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、処理残さの適正な処理に配慮した上で、こうした取組を促進する必要がある。

- ・メタン化については、地球温暖化の防止に寄与するものであること、地域性に左右されない再生利用の受け皿として有効であること等を踏まえ、適切に処理残さ対策を講じつつ、一層の取組を促進していく必要がある。

国は、再生利用手法の多様化を積極的に推進していくこととする。

特定肥飼料等の品質及び安全性の確保を図るため、国及び地方公共団体は、肥料取締法、飼料安全法等関係法令の適正な運用を行うものとする。また、食品関連事業者は、食品循環資源の適切な管理を行うとともに、生活環境の保全上の支障が生じないよう関係法令も遵守しなければならない。

「食品リサイクル制度の見直しについて」（とりまとめ）においては、「食品関連事業者が円滑な再生利用及びエネルギー利用を進めるに当たっては、背景事情を踏まえた取組の優先順位を、基本方針において明確に位置付けることが必要である。」とされたところ。

八 熱回収

熱回収は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第六項の基準を定める省令（仮称）及び判断基準省令を遵守しつつ、その適正な活用を図るものとする。（再生利用が困難な食品循環資源について、メタン化と同等以上の効率でエネルギー利用できる場合に限定する。その具体的な内容は熱回収基準省令に定める。）

二 減量

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品関連事業者は、特定肥飼料等の需要の動向に対応しつつ、技術的かつ経済的な状況を踏まえて、食品廃棄物等の発生の抑制の着実な実施を確保し、食品循環資源の再生利用等の実施率を計画的に向上させるよう努めなければならない。

この結果、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成二十四年度までに、食品製造業にあっては パーセント、食品卸売業にあっては パーセント、食品小売業にあっては パーセント、外食産業にあっては パーセントに向上させることを目標とする。

「食品リサイクル制度の見直しについて」（とりまとめ）においては、「再生利用製品の需要動向や再生利用の技術的かつ経済的な状況、業種の特性等を考慮した上で、業種別に各業種において達成されていることが望ましい実施率に関する目標を基本方針で定めることが必要である。」とされたところ。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

1 食品関連事業者に対する指導監督の強化

イ 定期報告制度の運用

国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを整理し、食品関連事業者が同一の業種・業態における自らの位置を把握するとともに、トップランナーの取組を参考にすることを可能とするため、所要の内容について公表する。

(具体的な公表の在り方については次回以降検討。)

また、平均的な水準と比べて著しく遅れている食品関連事業者に対しては、適宜適切に指導、勧告等を実施することとする。

ロ フランチャイズチェーン等における取組

国は、フランチャイズチェーン全体の取組が遅れている場合には、本部事業者に対して指導、勧告等を行うこととする。また、定期報告提出義務の対象とならないフランチャイズチェーン、ボランタリーチェーン等も、本部事業者の主導の下でチェーン全体での取組を促進するよう努めるものとする。

ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者は、必要に応じて他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用等の共同委託等を行うことにより、再生利用等の費用の削減に努めることが必要である。

国は、これらの食品関連事業者に対し、必要に応じて地方公共団体とも連携して指導及び助言を行っていくものとする。

2 登録再生利用事業者の育成・確保とその適正な処理の推進

国は、登録再生利用事業者が存在しない都道府県を中心に登録再生利用事業者制度の普及啓発を進めるとともに、法に基づく報告徴収や立入検査を通じて、登録再生利用事業者の適正な処理を確保する。また、国及び地方公共団体は、食品関連事業者による再生利用の委託又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させるものとする。

3 食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保

複数の市町村で広域的に事業を展開する食品小売業や外食産業においては、再生利用事業計画の認定制度の積極的な活用等を通じ、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保を図るものとする。

国は、再生利用事業計画認定制度の普及を図るため、次のような取組を行う

ものとする。

- ・ 情報提供活動の充実
- ・ 食品循環資源の再生利用等により、得られる再生利用製品やエネルギーの量の予測を可能とするデータベースの構築
- ・ 優良な取組について表彰・認証・公表
- ・ 廃棄物処理法の特例を悪用した不適正処理防止に万全を期すための再生利用事業計画認定時の的確な審査、関係する地方公共団体と連携、協力した認定後の適切な監視

4 研究開発の推進

食品循環資源の再生利用を図り資源として有効に活用するため、次のような課題について、研究開発を推進するものとする。

- ・ 食品循環資源からバイオ燃料を効率的に製造する技術の開発や食品循環資源から高い効率でエネルギーを回収する技術の開発
- ・ 食品循環資源からバイオプラスチックなどを効率的に製造するマテリアルリサイクル技術の開発
- ・ 地域のマテリアルバランスを考慮して食品循環資源の循環システムを設計する技術やシステムを実用化するための要素技術の開発
- ・ 食品循環資源の再生利用を更に促進するために必要な新たな再生利用手法の調査・研究
- ・ ライフ・サイクル・アセスメントの手法の開発

5 施設整備の促進

国は、中小・零細規模の食品関連事業者の再生利用等を促進するためには、市町村の施設でのメタン化、肥料化等の再生利用等を推進することも選択肢と考えられることを踏まえ、市町村が行う家庭の生ごみも含めた再生利用やエネルギー利用施設の整備に対する支援を行う必要がある。

また、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を食品関連事業者が引き取る計画的な再生利用の受け皿となる優良な施設の整備が図られるよう支援を行っていく必要がある。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、次のような形で広く国民への普及啓発を図る。

- ・ 食品廃棄物等の発生状況や賞味期限・消費期限を含めた食品表示に関する知識の普及

- ・ 必要量以上の食品を購入・注文しない消費行動への変革
- ・ 食品廃棄物等をなるべく出さない調理方法や献立の普及
- ・ 再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及
- ・ 「もったいない」という意識の普及・醸成

特に食育の一環として、学校給食においては、次のような取組を図る。

- ・ 学校給食において食べ残しを減少させるための取組の促進
- ・ 学校給食から排出される食品循環資源から肥料や飼料を製造し、これらを、校庭の花壇や飼育舎で活用したり、さらにその肥料や飼料を用いて生産された農畜水産物等を再び学校給食で利用したりすることを通じた子どもの食に対する理解の促進

食品関連事業者は、自らの食品循環資源の再生利用等の取組を、自社のホームページや環境報告書、店頭でのPR等を通じて積極的に情報公開する。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

1 ディスポーザーの利用に伴う諸課題の検討・評価

生ごみを粉碎処理するディスポーザーは、利便性を有する一方、食品循環資源を飼料や肥料に再生利用することを困難にするものであることから、その設置等について、多角的に検討、評価する必要がある。

2 その他

(参考)

現行の基本方針の構成

(序文)

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- 1 基本理念
 - イ 法の基本的な理念
 - ロ 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位
- 2 関係者の役割
- 3 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施に関する基本的方向
 - イ 食品廃棄物等の発生の抑制
 - ロ 食品循環資源の再生利用
 - ハ 食品廃棄物等の減量
- 4 一般家庭から排出される食品廃棄物等に係る食品循環資源の再生利用等の実施の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

- 1 研究開発の推進
- 2 施設整備の促進
- 3 共同処理の促進等
- 4 特定肥飼料等の利用者との連携の確保
- 5 特定肥飼料等の品質の確保
- 6 関係事業者の協力の確保

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

- 1 食品循環資源の再生利用等に要する費用の商品の価格への反映
- 2 再生利用事業者に関する情報の提供
- 3 食品廃棄物等の発生の抑制の過程における食品衛生の確保
- 4 ライフ・サイクル・アセスメントの研究等